

第3回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年9月27日(金)午後2時41分～午後3時24分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番 相良栄一郎	2番 馬場正国	3番 中川繁憲	4番 楠田耕三
5番 寺田俊秀	6番 宮崎陽一	7番 神崎好史	8番 植木健太郎
9番 石橋浩昭	10番 山崎伸吾	11番 寺田健蔵	12番 山下勝也
13番 濱本康弘	14番 浅田修弘	15番 内田一郎	16番 伊崎美代子
17番 水田 勇			
会長 太田香代子			

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	20番 入江泰子	21番 中野裕二	24番 山口俊一
25番 田中芳邦	27番 林田浩也	28番 本多正敬	29番 岡田裕弥
30番 原田久也	31番 本多晋介	33番 飛永敏博	35番 中山秀樹
36番 田中八郎	37番 田中昭博	38番 荒木健一	39番 山本敏晴
40番 宮崎 努	41番 本田勝彦	42番 柴内成世	43番 金井圭司
46番 本多信之介	47番 木下勝徳	48番 太田保則	

4 欠席委員
(農業委員)

18番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

22番 末吉秀明	23番 松尾和昭	26番 吉岡長久	32番 三宅東英
34番 本多 力	44番 石橋正浩	45番 兼俵朝樹	

5 議事録署名委員 5番 寺田俊秀 6番 宮崎陽一

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 南島原市農業委員会総会を開催させていただきます。

本日は、18番金子委員、22番末吉委員、23番松尾委員、26番吉岡委員、32番三宅委員、34番本多委員、44番石橋委員、45番兼俵委員の農業委員1名、推進委員7名の方から欠席の届出がっております。出席農業委員数は18名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 改めまして、皆様こんにちは。

本日は第3回南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中出席いただき、ありがとうございます。

さて、「ゆめみのり」の9月号は皆さんのお手元に届いて目を通していただけたでしょうか。会長挨拶の中に私が日常、日頃思っていることを掲載させていただきました。それは、人が生きていく上で欠かせない食は、農業なくしては成り立ちません。農地を守ることは命を守りつないでいくことです。この思いを皆さんと共有してこれからの活動を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その活動の第一歩として、新規プロジェクトの実現がございます。本日は、総会終了後に第1回作業部会を開催いたします。実施に当たっての基本的事項を取りまとめる内容となっておりますので、部会の皆様、よろしくお願いいたします。

また、総会前に年金部会が開催されており、10月の農業者年金加入推進大会実施を協議されております。詳細は総会の最後に年金部長から熱いお話があると思っておりますので、皆様で盛り上げていただきますようによろしくお願いいたします。

先ほど事務局長から農業委員19名中、出席委員は18名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に5番寺田委員、6番宮崎委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。よろしくお願いいたします。

それでは、**議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について** を議題といたします。

番号1について事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 皆さん、どうもお疲れさまでございます。

私のほうから議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

座って説明いたします。

それでは、2ページをお願いします。

番号1、加津佐町の〇〇さん、加津佐町〇〇番〇、地目が畑です。地積が552平米となっております。転用の目的は農業用倉庫です。申請地を農業用資材、農機具、農作物等の収納保管場所として利用したいということでございます。

本案件の農地区分は農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続きにつきましては既に完了しております。

農業用倉庫用地552平米となっておりますが、最高0.25mの盛土、最高1.45mの切土をして整地を行います。土留め工事を行い、のり面保護をして土砂の流出を防ぎます。農業用

倉庫につきましては、鉄骨の平屋建て、建築面積は160平米となっております。高さを最大4.44mですが、隣接地への日照及び通風については影響ございません。

雨水につきましては、敷地をスロープ側へ傾斜させ、新設する水止めコンクリートと集水枡を經由して既存の側溝へ放流予定となっております。

なお、放流先については2か所ありまして、1つは市道、もう片方は農道になりますが、どちらも市役所管理課及び市役所農村整備課とは協議済みとなっております。

汚水、雑排水については発生いたしません。

資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 現地調査の結果です。

現地調査を9月25日の午前9時40分ぐらいから、私と〇〇の〇〇農業委員、〇〇の〇〇推進委員と事務局3名で行いました。場所は、国道〇〇号の〇〇〇〇線の元〇〇バス停付近から広域農道に曲がり1キロほど〇〇方面に行ったところのまた右側上、山側に100mほど行った場所にあります。周りは山と、申請地の上段のこの申請者の方の土地で、あまり日照も妨げないし、雨水も下に道路に落ちて下へ来るといふ、市役所の車が止まっているところの道路を横断して側溝があります。それと、画面の右側にも結構大きいU字溝がありまして、そこにも流すということなので、特に何も問題ないと見て来ました。皆様のご審議をお願いします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見ございませんか。

〇〇番〇〇委員 同行の〇〇です。

〇〇委員のおっしゃるとおり、何の問題もありませんでした。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について** を議題といたします。
番号1について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、長崎市の〇〇さんから西有家町の株式会社〇〇さんへ、有家町〇〇番〇と同じく〇〇番、いずれも地目は田になっております。面積のほうは合計1,475平米です。

転用の目的は〇〇用地となっております。業務拡張に伴い〇〇置場が不足し不便なため、申請地を借り受けて〇〇置場として利用したいということでございます。

権利の内容につきましては賃貸借権、時期については令和6年10月20日から5年となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、南島原市役所〇〇庁舎のおおむね周囲500m以内に該当いたしますので、第2種農地

と思われます。〇〇用地が1, 475平米となっております。現状のまま整地をいたします。

周囲につきましては、南側に既存の石積みがあり、そのほかは申請地よりも高く、既存のコンクリート擁壁があり、土砂の流出については心配ありません。事業で必要な石材、碎石、砂、残土の仮置場として利用します。また、仮設のプレハブ、仮設のトイレを置きます。あと、小型コンボ置場として6台分を利用するというものでございます。

雨水につきましては、敷地内で3か所集水枡を新設し、既存の水路へ放流予定となっております。

なお、放流先につきましては、地元の水利組合であります〇〇水路組合より承諾書を得ております。

汚水、雑排水につきましては、発生いたしません。

資金につきましては自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

9月25日午後1時30分より現地を見てまいりました。〇〇委員、〇〇推進委員、事務局とで現地を見てまいりました。場所は、国道〇〇号、〇〇線のちょうど起点になります。西側に〇〇センターがある、その近くの交差点でありまして、最近新設されました交差点の南側、〇〇方面に、交差点より約数m南側に下ったところが場所になります。

〇〇置場ということで説明がありましたとおり、残土、碎石、コンクリートブロックなんか、プレハブを置き、重機を置いて真ん中ほどを回転広場として碎石で舗装することになっております。

飛散の対策はどうされているかということを知りましたが、砂はもう置かないということで、飛散するようなものは全ておかないということでありまして、風対策としては十分なされていて、良いんじゃないかと思っております。

水路関係、雨水関係につきましては、ご覧のとおり横断図が現時点で東側へ1.5%の傾斜を取り、そして南側にも同じく1.5%の傾斜を取るということでありまして、溜枡が500の溜枡を3か所、東側と南側の東の角と南側の3か所取っているということで、水路は東側と南側を通っておりますので、そちらに放流するというものでありまして。

何の問題もないかと見てまいりましたが、皆様のご審議のほどお願いします。

以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員より詳しい説明がありましたとおり、別に問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

その残った部分については資材置場に擁壁なんかをされるんですかね。擁壁とか。

議長 事務局。

事務局 (〇〇) 説明いたします。

擁壁につきましては、今写真で見て頂いておりますけれども、まず新設されています道ですけども、こちらが高くなっております。こちらのほうについては既に擁壁ができていまして、も

うそれがあるということで多分土砂がほかに流出するところがない。あと南側のほうにつきましては、水路があるんですけれども、そこに既存の石積みが実はもうしてありまして、その水路との差がありますので、それを利用するというので、土砂の流出はないというふうに見てまいりました。

以上です。

議長 ○○委員、よろしいでしょうか。

○○番○○委員 載せる以上は擁壁の高さにしないということですね。

事務局(○○) はい。

○○番○○委員 それで……。

事務局(○○) はい。

○○番○○委員 私も有家町で一番、農用地のところですので、すごく気になってたものですから……

議長 よろしいですか。

○○番○○委員 有り難うございます。

議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(○○) それでは、議案第11号 農用地利用集積計画の件について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですけれども、賃貸借権と使用貸借権につきましては今月はありませんでした。

所有権移転が売買が5件5,615平米と贈与が1件の284平米の計6件5,899平米となっております。

中間管理事業の一括方式分につきましては、新規のほうが賃貸借が7件2万3,427平米と使用貸借権が7件で4万6,898.23平米、こちらの合計が14件の7万325.23平米となっております。

再設定につきましては、賃貸借権が7件2万4,377平米、使用貸借権が1件の4,032平米となっております。

中間管理事業全体の合計といたしましては22件の9万8,734.23平米となっております。

なお、一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

(議案第11号 所有権 番号1～5売買 番号6贈与、賃貸借権 番号7～13新規 番号14～20再設定、使用貸借権 番号21～27新規 番号28再設定を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われま

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第11号 農地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、議案第11号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

12ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますのでご覧ください。

13ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますのでご覧ください。

14ページ、**非農地証明証交付願**が出ております。

番号1の案件について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

番号1、口之津町の〇〇さん、口之津町〇〇番〇、地目が畑で現況は山林です。面積が178平米になっております。転用の目的は山林です。

昭和〇〇年に夫が亡くなり、農業ができなくなりました。昭和〇〇年頃から山林化しているというところがございます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月25日に〇〇の〇〇委員と〇〇の〇〇推進委員、事務局、3人で10時15分頃に行ってきました。場所は、〇〇バス停から旧島鉄の線路のところに行くとトンネルの入り口の真上になります。今写っているところは道があるんですけども、その上はもう山化していて、一番最初の入り口のところです。場所的には、梅が植わっていたと思うんですが、それも枯れて、畑にはもう全然できない状態でした。道路も、もうほとんど石の混じっている状態でした。まず畑になりませんので、非農地のほうをすみませんが皆さん、よろしくお願ひします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が発言されたとおりの異議はございません。

以上です。

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、15ページ、番号2の案件について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、15ページをお願いいたします。

番号2、長崎市の〇〇さん、口之津町〇〇番、地目が畑、現況山林です。面積は759平米、それと同じく口之津町〇〇番、地目が畑、同じく現況は山林です。面積が335平米となっておりまして、合計の1,094平米になりますが、転用の目的につきましては山林です。

平成〇年に相続により取得いたしました。既に荒廃しており、遠隔地に居住していますため

に管理ができなかったため山林化しております。

以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月25日10時40分に〇〇委員、〇〇委員と事務局、3人で見てきました。場所は〇〇小学校から農道を通って1.5キロぐらい上ったところです。場所に着きましたが、もう山林化して、まず見ることも聞くこともできませんでした。大体この辺かなと思って見てきました。もう山林化しています。見てのとおり、そういうことです。よろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員が言われたとおり、問題ありません。

以上です。

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして議事を終了いたします。